神奈川県知事・県議会議員選挙

4月7日（日）7時～20時

大切な一票、忘れずに投票しましょう

投票日・投票時間

投票できる方

平成13年4月8日以前に生まれた人で、平成30年12月28日以前から引き続き町の住民基本台帳に記載されている方。

なお、平成30年12月28日を過ぎて県内他市町村から転入した方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することになります。

この際、神奈川県内に引き続き住所を有する旨の証明書（引き続き証明書）の提示または、引き続き神奈川県の区域内に住所を有することの確認が必要になります。

引き続き証明書は町役場1階の町民課戸籍係及び国府支所で開庁時間内に発行しています。（3月23日（土）・30日（土）は町民課臨時窓口が利用できます。）

また、証明書がない場合は、引き続き神奈川県の区域内に住所を有することを確認することにより投票することができますので投票所にお申し出ください。（確認のためにお時間をいただきます。）

※県外へ転出した方は、投票ができません。

投票所入場券

投票所入場券は、3月21日（木・祝）以降にハガキでお送りします。投票の際は各自の入場券を切り離して投票所にお持ちください。

入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登載されている方は投票することができます。投票所受付で申し出てください。

※期日前投票を行う際には、宣誓書の提出が必要です。入場券の裏面に宣誓書を印刷してありますので、ご利用ください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に都合で投票できない方は、事前に期日前投票または不在者投票ができます。

期日前投票期間

	3/22	3/30	4/6
県知事	←→	←→	
県議会議員		←→	

時間：8時30分～20時
場所：役場4階第1会議室

不在者投票

◇郵便等による不在者投票

身体障害者手帳（主に1・2級）等をお持ちで、投票所に行くことが困難な方、介護保険制度による要介護状態区分が「要介護5」の方は、あらかじめ手続きを行うことで郵便等による投票ができます。詳しくは選挙管理委員会にお問合せください。

既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、選挙管理委員会から連絡します。

◇病院、施設内での不在者投票

県の指定する病院及び高齢者施設に入院・入所されている方は、その施設内で投票ができますので、各施設にお問合せください。

◇長期不在者の不在者投票

仕事等で町内を離れ長期不在の方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができます。日数のかかる手続きがありますので、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

投票所

該当する投票所は、郵送される「投票所入場券」に記載されています。

投票所の場所は、町ホームページでも確認ができます。

※町内転居された方は、入場券で指定されている投票所で投票してください。

開票日・場所

4月7日（日）
20時45分～
大磯中学校体育館

選挙公報

選挙公報は、4月3日頃に各紙（朝日・読売・毎日・東京・日経・産経・神奈川）新聞の朝刊に折込みされるほか、次の場所で受け取ることができます。

▼大磯町役場（本庁舎・国府支所）、ふれあい会館、生涯学習館、福祉センター、図書館等

4月6日（土）と7日（日）は選挙のため、観光や買い物に利用する役場有料駐車場の開放は行いません。ご理解とご協力をお願いします。

問 選挙管理委員会
☎内線228